

高齢者・障がい者のための成年後見無料相談会を開催します

埼玉司法書士会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部が「高齢者・障がい者のための成年後見無料相談会及び講演会」を開催いたします。

利用していただける相談場所と相談日程は、下記のとおりです。面談相談および講演会参加を希望する方は、事前に電話予約の上、会場へお越しください。なお、講演会のみ、相談会のみ参加も可能です（ただし、講演会は浦和会場および川越会場のみ）

日 時

(1) 講演会（成年後見および相続について）

平成27年1月18日（日）午前9時30分から10時45分（ただし、講演会は浦和会場および川越会場のみ）

(2) 相談会 平成27年1月18日（日）午前11時から午後4時（全会場および電話相談）

面談相談 予約制

- ① 浦和会場 浦和コミュニティセンター（JR浦和駅徒歩1分）
- ② 川越会場 川越市東上パールビルヂング（JR川越駅西口徒歩1分）
- ③ 熊谷会場 埼玉司法書士会熊谷総合相談センター（熊谷市役所そば）
- ④ 越谷会場 埼玉司法書士会越谷総合相談センター（越谷市役所そば）
- ⑤ 所沢会場 埼玉司法書士会所沢総合相談センター（西武新宿線 新所沢駅西口徒歩3分）

電話相談 ☎ 048-838-7472（相談日当日のみ）

相談料 無料

相談例

- ① 一人暮らしの今後が心配
- ② 遺産分割協議をしたいけど、父が認知症でどうしたらよいか
- ③ 知的障がいを持つ子供の将来が心配
- ④ 年金が母のために使われていないみたい・・・どうしよう

問合せ 埼玉司法書士会 ☎ 048-863-7861



住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写しなどを交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

登録に必要なもの

印鑑と運転免許証などの本人確認資料

手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこととなりますが、詳しくは住民福祉課までお問合わせください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 ☎ 82-1221